

# 介護サービス事業所指定申請の手引き

令和8年3月改訂

福岡市 福祉局 高齢社会部 事業者指導課

# — は じ め に —

この手引きは、介護サービス事業の指定申請の手続きについて定めた「福岡市介護サービス事業所指定に係る事務取扱要領」の内容を具体的に示すものです。

介護サービス事業所の開設にあたっては、介護保険法及び「福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例及び同施行規則」並びにこの手引きを十分に理解・確認するとともに、当課及び関係機関と綿密な打ち合わせを行ってください。

なお、この手引きは令和8年3月1日時点の内容に基づき作成しており、法令・通知等の関係上、記載の内容が変更となる場合があります。

## — 目 次 —

1	指定の受付担当部署	1
2	指定の意義、概要	1
3	指定の基準	2
4	指定申請の対象者の条件	2
5	指定申請を行う必要のないサービス（みなし指定）	3
6	福岡市では指定申請の随時受付を行わないサービス（公募）	4
7	サービスの分類及び内容	5
8	各種相談窓口	7
9	指定申請の流れ	8
10	事前協議（図面協議）	8
11	指定申請手数料	11
12	指定申請書等の提出方法	12
13	指定申請書の受理及び審査	13
14	現地確認	13
15	指定予定日の変更	14
16	提出書類一覧	14

**指定申請を不要とするサービス（みなし指定）の種類もありますので、事前にご確認ください。  
詳細は本手引きの3～4ページをご参照ください。**

## 1 指定の受付担当部署

福岡市内に事業所を設置し、介護保険法に基づく介護サービス事業を行い介護報酬を受けるには、福岡市長の指定を受ける必要があります。事業所の指定に関する事前相談、指定申請書の提出は、下記担当窓口で受け付けます。

**【担当窓口】福岡市役所 福祉局 高齢社会部 事業者指導課**

(福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市役所 12階12番窓口)

対象サービス	担当係	電話番号、メール
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 訪問介護、(介護予防)訪問入浴、(介護予防)訪問看護 通所介護、(介護予防)通所リハビリテーション、(介護 予防)福祉用具貸与、特定(介護予防)福祉用具販売</li> <li>○ 介護保険施設併設でない(介護予防)短期入所生活介護お よび(介護予防)短期入所療養介護</li> <li>○ 居宅介護支援、介護予防支援</li> <li>○ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護、(介護予防)認知症対応型通所介護 (介護予防)小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能 型居宅介護</li> <li>○ 介護予防型訪問サービス、生活支援型訪問サービス</li> <li>○ 介護予防型通所サービス、生活支援型通所サービス</li> </ul>	在宅 指導係	092-711-4257 kyotaku@city.fukuoka.lg.jp
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 介護保険施設併設である(介護予防)短期入所生活介護お よび(介護予防)短期入所療養介護</li> <li>○ (介護予防)特定施設入居者生活介護、</li> <li>○ 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)</li> <li>○ 介護老人保健施設</li> <li>○ 介護医療院</li> <li>○ (介護予防)認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定 施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生 活介護(特別養護老人ホーム)</li> </ul>	施設 指導係	092-711-4319 shisetu-shido @city.fukuoka.lg.jp

## 2 指定の意義・概要

介護保険サービスは、サービス種類ごとに定められた事業運営の基準(指定基準)を満たすものとして指定を受けた事業所が提供できます。

- ・指定は、事業者からの申請に基づき、事業所ごとに行います。
- ・指定にあたり、①申請者が法人であること、②従業者の人員及び設備の基準を満たすこと、③その他役員等が欠格事由に該当しないこと等を審査します。
- ・指定の有効期間は6年間です。それ以降も継続して事業を実施する場合は、指定の更新申請をする必要があります。人員基準を満たしていない場合、基準に従った適切な運営ができないと認められる場合や欠格事由に該当する場合には、指定の更新が受けられないことがあります。
- ・人員基準違反、設備・運営基準違反など取消し事由に該当した場合は、指定の取消しや指定の全部又は一部

の効力停止（介護報酬の請求停止や新規利用者との契約停止など）の行政処分を受けることがあります。

### 3 指定の基準

介護サービス事業等の人員・設備・運営基準等については、下記ホームページに掲載する基準条例及び規則並びに解釈通知を必ず確認してください。

【福岡市条例の掲載場所】

福岡市ホームページ : <http://www.city.fukuoka.lg.jp/>  
 (健康・医療・福祉 > 高齢・介護 > 事業者の方へ > 各種手続き・運営指導に関する事 > 福岡市の介護報酬算定等に係る考え方・方針)

### 4 指定申請の対象者の条件

介護サービス事業の指定申請を行うことができる対象者は介護保険法で定められています。基準を満たしていない場合、指定申請を受け付けることができませんので、申請の際は十分ご注意ください。

指定申請の対象者の条件 ※「法人」の種類は問いません。

サービス種類	申請可能な者
訪問介護	・法人
(介護予防) 訪問入浴介護	
通所介護	
(介護予防) 短期入所生活介護	
(介護予防) 福祉用具貸与	
特定(介護予防) 福祉用具販売	
居宅介護支援	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
夜間対応型訪問介護	
地域密着型通所介護	
(介護予防) 認知症対応型通所介護	
介護予防型訪問サービス	
介護予防型通所サービス	
生活支援型訪問サービス	
生活支援型通所サービス	
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	・法人代表者が以下のいずれかの条件を満たす法人 ① 特養、老健等の従業者もしくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>② 保健医療サービス事業の経営に携わった経験を有する者</li> <li>③ 福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者</li> <li>④ (看護小規模多機能型居宅介護のみ) 保健師若しくは看護師である者</li> </ul>
看護小規模多機能型居宅介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人代表者が厚生労働大臣が定める研修を修了していること (看護小規模多機能型居宅介護の代表者が保健師若しくは看護師である場合を除く)</li> </ul>
(介護予防) 特定施設入居者生活介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 老人福祉法に既定する以下のいずれかの施設を運営する法人</li> </ul>
地域密着型特定施設入居者生活介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 有料老人ホーム</li> <li>② 軽費老人ホーム (社会福祉法人のみ)</li> <li>③ 養護老人ホーム (社会福祉法人のみ)</li> </ul>
介護老人福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 老人福祉法に規定する特別養護老人ホームの認可を受けた社会福祉法人</li> </ul>
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
介護予防支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福岡市から地域包括支援センターの運営を委託された法人</li> <li>・ 居宅介護支援の指定を受けた (または同時に受ける) 法人</li> </ul>
(介護予防) 訪問看護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人</li> <li>・ 病院、診療所 (法人格不要)</li> </ul>
(介護予防) 居宅療養管理指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 病院、診療所、薬局 (法人格不要)</li> </ul>
(介護予防) 訪問リハビリテーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 病院、診療所 (法人格不要)</li> <li>・ 介護老人保健施設又は介護医療院を運営する法人 (社会福祉法人、医療法人)</li> </ul>
(介護予防) 通所リハビリテーション	
(介護予防) 短期入所療養介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護老人保健施設、介護医療院</li> <li>・ 療養病床を有する病院、診療所 (法人格不要)</li> </ul>

## 5 指定申請を行う必要のないサービス (みなし指定)

介護サービス事業を行うには、介護保険法に基づく介護サービス事業者として指定を受けなければなりません。下表 (A) 欄の法律に基づく、(B) 欄の指定 (許可) がなされたときは、(C) 欄の居宅サービス、介護予防サービスについて介護保険法の指定があったものとみなされます (みなし指定)。

法律名 (A)	事業所 (B)	みなし指定となるサービス種類 (C)
健康保険法	保険医療機関 (病院・診療所)	(介護予防) 訪問看護
		(介護予防) 訪問リハビリテーション
		(介護予防) 通所リハビリテーション
		(介護予防) 居宅療養管理指導
		(介護予防) 短期入所療養介護 (療養病床を有す

		る病院・診療所に限る)
	保険薬局	(介護予防) 居宅療養管理指導
介護保険法	介護老人保健施設	(介護予防) 訪問リハビリテーション
		(介護予防) 通所リハビリテーション
		(介護予防) 短期入所療養介護
	介護医療院	(介護予防) 短期入所療養介護
		(介護予防) 訪問リハビリテーション
		(介護予防) 通所リハビリテーション

みなし指定の事業所については、指定申請及び指定更新申請手続きは不要ですが、**通所リハビリテーション及び加算を算定しようとする事業については、事業開始にあたり届出が必要です。**

みなし指定の届出の詳細は下記ページでご確認ください。

【みなし指定についての掲載場所】

福岡市ホームページ : <http://www.city.fukuoka.lg.jp/>  
 (健康・医療・福祉 > 高齢・介護 > 事業者の方へ > 各種手続き・運営指導に関すること > 介護サービス事業所の新規指定)

## 6 福岡市では指定申請の随時受付を行わないサービス (公募)

福岡市介護保険事業計画において新規整備を行わないと定めている一部のサービスについては、福岡市では指定申請の受付を行いません。

また、地域密着型サービス等一部のサービスについては、公募により選定された事業者のみ申請を受け付けます。

公募については、介護保険課 介護計画係 (TEL : 092-733-5452) までお問い合わせください。

【公募条件等の掲載場所】

福岡市ホームページ : <http://www.city.fukuoka.lg.jp/>  
 (健康・医療・福祉 > 高齢・介護 > 事業者の方へ > 公募・イベント情報 > 高齢者福祉施設の整備予定について (開設事業者の公募等) )

サービス種類	指定申請の随時受付を行わない理由
(介護予防) 特定施設入居者生活介護	福岡市介護保険事業計画において、 <b>新規整備を行わないと定めているもの</b>
介護老人保健施設	
介護医療院	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	補助事業または事業者の選定等を要する事業であるため公募を行うもの (公募が実施され、 <b>公募期間中以外の受付は行わないもの</b> )
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	
介護老人福祉施設	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
地域密着型特定施設入居者生活介護	
看護小規模多機能型居宅介護	

## 7 サービスの分類及び内容

### (1) 居宅サービス、介護予防サービス

サービス種類	サービスの概要
訪問介護	訪問介護員等が要介護者宅を訪問し、入浴・排泄・食事等の介護、調理・掃除・洗濯等その他必要な日常生活上の支援を行う
訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	要支援・要介護者宅を訪問し、浴槽を提供して入浴介護を行う
訪問看護 介護予防訪問看護	看護師等が要支援・要介護者宅を訪問し、かかりつけの医師の指示に基づいて、療養上の支援または必要な診療の補助を行う
訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	理学療法士、作業療法士等が要支援・要介護者宅を訪問し、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法等の必要なリハビリテーションを提供する
居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師等が通院困難な要支援・要介護者に対し、心身の状況と環境等を把握し、療養上の管理指導を行う
通所介護	事業所へ在宅の要介護者に通ってきてもらい、入浴・食事の提供その他日常生活上の支援や機能訓練を提供する
通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	介護老人保健施設、介護医療院、病院、診療所へ在宅の要支援・要介護者に通ってきてもらい、心身の機能の維持回復を図り日常生活上の自立を助けるため作業療法、理学療法等の必要なリハビリテーションを提供する
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	施設もしくは特別養護老人ホーム等の施設の居室を利用し、在宅の要支援・要介護者を短期間入所させて、入浴・排泄・食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行う
短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護	病院等が在宅の要支援・要介護者を短期間入所させて、看護、医学的管理の下で介護・機能訓練その他必要な医療や日常生活上の世話を行う
特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	入所定員が 30 人以上の有料老人ホーム等に入居している要支援・要介護者に対し、入浴・排泄・食事等の介護、調理・掃除・洗濯等日常生活上の世話及び機能訓練等を行う
福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	心身の機能が低下し、日常生活を営むのに支障がある要支援・要介護者に対し、日常の便宜を図るための用具及び機能訓練の用具の貸与を行う
特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	居宅要支援・要介護者について、福祉用具のうち貸与になじまない入浴又は排せつの用に供するものその他の厚生労働大臣が定めるもの(特定福祉用具)の販売を行う

### (2) 地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス

サービス種類	サービスの概要
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	居宅要介護者について、定期的な巡回又は随時通報により、その者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の緊急時の対応、居宅日常生活の援助、療養生活の支援、心身機能の維持回復を行う

夜間対応型訪問介護	居宅要介護者について、夜間において、定期的な巡回訪問により、又は通報を受け、その者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援を行う
地域密着型通所介護	利用定員が18人以下の事業所へ在宅の要介護者に通ってきてもらい、入浴・食事の提供その他日常生活上の世話や機能訓練を提供する
認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	居宅要支援・要介護者であって、認知症である者について、老人デイサービスセンター等に通ってきてもらい、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行う
小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	居宅要支援・要介護者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅において又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行う
認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	認知症の要支援・要介護者を入居させて、共同生活の中で入浴・排泄・食事等の介護その他日常生活上の支援及び機能訓練を行う
地域密着型 特定施設入居者生活介護	入居定員が29人以下の特定施設に入居している要介護者について、当該地域密着型特定施設が提供するサービスの内容その他を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の支援を行う
地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護	入所定員が29人以下の特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、地域密着型施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練、健康管理及び療養上の支援を行う
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることで、介護と看護サービスを一体的に提供する
居宅介護支援	要介護者が居宅において日常生活を営むために必要な介護サービス等を適切に利用することができるよう、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、事業者等へ連絡調整を行うとともに、介護保険施設への入所を要する場合には施設への紹介その他の便宜の提供を行う
介護予防支援	要支援者が居宅において日常生活を営むために必要な介護サービス等を適切に利用することができるよう、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成する

### (3) 介護保険施設

サービス種類	サービスの概要
介護老人福祉施設	入所定員が30人以上の特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練、健康管理及び療養上の支援を行う
介護老人保健施設	心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むことができるようにするための支援が必要な要介護者に対し、施設サービ

	ス計画に基づいて、看護、医学的管理のもとにおける介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行う
介護医療院	療養床に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の支援及び機能訓練その他の必要な医療を提供する

(4) 第1号事業（福岡市介護予防・日常生活支援総合事業）

サービス種類	サービスの概要
介護予防型訪問サービス	訪問介護員等が要支援者又は、事業対象者宅を訪問し、入浴・排泄・食事等の介護、調理・掃除・洗濯等その他必要な日常生活上の支援を行う
介護予防型通所サービス	事業所へ在宅の要支援者又は、事業対象者に通ってきてもらい、入浴・食事の提供その他日常生活上の支援や介護の専門職による機能訓練等を提供する
生活支援型訪問サービス	訪問介護員等が要支援者又は、事業対象者宅を訪問し、掃除・買い物支援・調理・洗濯等の生活援助サービスを行う 事業所へ在宅の要支援者又は、事業対象者に通ってきてもらい、介護の専門職によらない運動、レクリエーション等を提供する
生活支援型通所サービス	事業所へ在宅の要支援者又は、事業対象者に通ってきてもらい、介護の専門職によらない運動、レクリエーション等を提供する

## 8 各種相談窓口

問い合わせ内容	所管部署
創業・経営に関する相談・支援	◆福岡市中小企業サポートセンター (福岡市 経済観光文化局 経営支援課) TEL : 092-441-1232
介護報酬請求事務に関する事	◆福岡県国民健康保険団体連合会 介護保険係 TEL : 092-642-7858
障害者総合支援法の事業者指定に関する事	◆福岡市 福祉局 障がい者部 障がい在宅福祉課 TEL : 092-711-4985
生活保護法指定介護機関の指定及び介護扶助に関する事	◆福岡市 福祉局 生活福祉部 保護課 TEL : 092-711-4231
有料老人ホームに関する事	◆福岡市 福祉局 高齢社会部 事業者指導課 TEL : 092-711-4319 (施設指導係)
サービス付き高齢者向け住宅に関する事	◆福岡市 住宅都市局 住宅計画課 TEL : 092-711-4279 ※サービス付き高齢者向け住宅に <u>居宅サービス事業</u> を併設する場合は、事前に福祉局事業者指導課(在宅指導係)にご相談ください。
市街化調整区域に関する事 福祉のまちづくり条例に関する事 建築基準法に関する事	◆福岡市 住宅都市みどり局 協議先は「福岡市建築物等に関する規制と手続き窓口一覧」を参照してください。

## 9 指定申請の流れ

事前協議完了	申請受付	現地確認	指定日
指定日の3ヶ月前まで	指定日の2ヶ月前の 末日まで	開設日の2週間前まで	毎月1日

※ 例：1月31日までに事前協議完了⇒2月28日までに指定申請書提出⇒3月15日までに現地確認  
⇒4月1日指定

※ 福岡市においては、毎月1日付で指定を行います。月途中での指定は行いません。

※ 既に居宅介護支援事業所の指定を受けている事業所が、新たに介護予防支援の指定を受けようとする場合は、事前協議は不要です。申請受付は、指定日の1か月前の末日までです。

## 10 事前協議（図面協議）

電話予約制

福岡市では、適切かつ円滑な申請手続き、申請の審査及び指定等を実施し、指定を受けた事業のサービスの質の確保を行うため、指定申請を事前協議制としています。

指定申請を行う予定がある場合は、事業着手（用地・施設取得を含む）の前に必ず当課との事前協議（建築物についての図面協議も含む）を行ってください。事前協議が行われずに提出された指定申請書の受付は行いません（既に居宅介護支援事業所の指定を受けている事業所が、新たに介護予防支援の指定を受けようとする場合を除く）。

### ■ 事前協議（図面協議）の予約・持参書類

事前協議を行う場合は、**必ず事前に電話で予約のうえ、来庁してください。電話予約なく来庁された場合は、相談対応できません。**

事前協議にあたり、以下の書類をご準備ください。

#### 【事前協議で使用する書類】

- ・ 介護サービス事業者事前協議書
- ・ 定款または法人登記簿謄本の写し（最新のもの）
- ・ 事業所の建物の計画平面図（建物全体。申請に係る部分ではできるだけ詳細な図面）
- ・ 事業所の建物の敷地内配置図（敷地内の建物、駐車場等の配置がわかるもの）または周辺地図
- ・ ハザードマップ（通所系サービス・多機能系サービスのみ）

※上記以外にも別途必要書類を求めることがあります。

### ■ 事前協議で確認する内容

- ① 申請予定者（法人）の概要
  - ・ 運営法人の名称、所在地、代表者名、法人の設立（予定）年月日
  - ・ 介護サービス事業の運営状況（既に介護事業を実施している法人のみ）
- ② 申請予定事業の内容
  - ・ サービスの種類、併設施設の有無及びその内容
  - ・ 事業所の開設予定年月日、開設予定地住所

- ・事業所の開設までのスケジュール
- ③ 申請予定施設等の概要
  - ・予定地の面積、周囲の状況
  - ・事業で使用予定の建物の面積、構造概要
  - ・事業で使用予定の建物の新築・改修の別
  - ・利用予定不動産の取得方法
- ④ 関係機関との協議状況
  - ・建築審査部局、消防局等との協議状況
- ⑤ その他指定等に必要となる事項
  - ・介護保険法に規定する指定基準
  - ・使用予定建築物の図面協議
- ⑥ ハザードマップ
  - ・当該事業所の浸水想定区域、災害警戒区域への該当有無

## ■留意事項

### (1) 申請予定者は法人であるか

- ・本手引き2～3ページに記載しているとおり、法人格を保有している法人又は設立を予定している法人以外の指定申請は受け付けることができません。法人を設立予定の場合は、事前協議の際に担当者にお知らせください。
- ・病院等により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護は、法人格は不要です。

### (2) 法人登記簿謄本に当該介護事業が記載されているか

- ・法人登記簿謄本及び定款に記載のない事業は行うことができません。
  - ◆株式会社等の営利法人、特定非営利活動法人の場合の記載例
    - 「介護保険法に基づく居宅サービス事業及び介護予防サービス事業」
    - 「介護保険法に基づく居宅介護支援事業」「介護保険法に基づく第1号事業」
  - ◆医療法人、社会福祉法人等の所轄・監督官庁のある法人の場合
    - 登記の変更手続きを、指定申請期間内に完了させてください。

### (3) 事業所として使用予定の建物は建築基準法違反ではないか

- ・建築基準法違反の建物は、火災等の事故により利用者の生命・財産に多大な影響を与える可能性があります。
- ・事前に建築基準法に基づく検査済証が発行された建築物であるか、適法な改修が可能な建築物か確認してください。
- ・通所系及び入所系サービスについては、指定申請提出書類として、利用予定の建物に対する建築基準法上の検査済証の写し、用途変更の場合はその際の確認済証の写しの提出を求めます。

### (4) 事業所として使用予定の建物は補助金を利用した建築物ではないか

- ・補助金を利用して建設された建物は、補助金を交付した部署が承認しない場合は、その目的以外に利用することが禁止されており、目的外利用した場合は、補助金の返還を伴うことがあります。事前にその建築物が利用可能か確認をしてください。

#### (5) 関係部局との協議を行っているか

- ・建築物等を規制する法令が数多くありますので、当課との協議と併せて関係部局との協議も行ってください。内容によっては、協議に時間を要することもあります。協議した内容は「関係部局との協議記録」に記録を残してください。
- ・関係部局から平面図の内容の変更・補正を求められた場合は、変更内容について当課へ必ず連絡を行ってください。設備基準等を満たしているか再度確認を行います。
- ・協議先は「[福岡市建築物等に関する規制と手続き窓口一覧](#)」を参照してください。

#### 【福岡市建築物等に関する規制と手続き窓口一覧の掲載場所】

福岡市ホームページ：<http://www.city.fukuoka.lg.jp/>  
(創業・産業・ビジネス > 建築 > よくあるお問い合わせ > 福岡市建築物等に関する規制と手続き窓口一覧)

例：200 m<sup>2</sup>を超える建物の建築基準法に関する用途変更についてのご相談

特定施設新設等事前協議書の提出についてのご相談（福祉のまちづくり条例について）

⇒住宅都市みどり局建築審査課 Tel：711-4577（東区・博多区）

711-4774（中央区・南区・城南区・早良区・西区）

市街化調整区域、開発許可申請等についてのご相談

⇒住宅都市みどり局 開発・盛土指導課 Tel：711-4587

- ・通所系及び入所系サービスは指定申請書類として、特定施設工事完了届出書（福祉条例完了検査済のもの）の写し及び消防法における消防用設備等検査済証（消防用設備等設置届出書）の写しを求めます。

#### (6) 図面協議を行う前に工事を着工していないか

- ・設備基準等を満たしていない場合、指定申請の受付を行うことができません。是正のために費用がかかる場合がありますので、**必ず事前に図面協議を行ってください。**

#### (7) 工程（工事のスケジュール）に無理はないか

- ・建築確認申請を行う必要がある場合、手続き完了まで1か月程度要します。無理な工程では工期の延長等のトラブルに対応ができませんので、余裕を持ったスケジュールで計画を立ててください。

#### (8) 面積要件のある設備は、基準の面積に加えて家具等を配置できる広さがあるか

- ・利用定員によって必要面積が変わる設備（通所介護の機能訓練室等）については有効面積にて面積を算定します。基準面積ぎりぎりの広さにすると、家具等を設置した際に、有効面積が減少し、利用定員を減らすよう指示する場合がありますので、余裕を持った広さにしてください。
- ・通所系サービスの設備基準については、留意事項をまとめたものをホームページに掲載しています。事前に必ず確認してください。

#### 【福岡市における通所系サービス事業所等の設備基準にかかる留意事項の掲載場所】

福岡市ホームページ：<http://www.city.fukuoka.lg.jp/>  
(健康・医療・福祉 > 高齢・介護 > 事業者の方へ > 各種手続き・運営指導に関すること > 介護サービス事業所の新規指定)

- (9) 計画に当たって、福岡市福祉のまちづくり条例（平成 10 年福岡市条例第 9 号）に規定された内容を十分に考慮しているか
- (10) 地域住民（特に隣接地の居住者）に対して、介護サービス事業所の建設、運営等について理解を得られるよう努めているか

## 11 指定申請手数料

指定申請の際は、「福岡市手数料条例」に基づく手数料が必要です。申請確認後、申請者宛に納付書を発送しますので、納付書に記載の納付期限内に所定の金額の納付をお願いします。

なお、やむを得ず、電子申請届出システムにて届出ができない場合は、福岡市収入証紙貼付簿に福岡市収入証紙を貼り付け、指定申請書類と共に提出してください。

福岡市収入証紙は福岡市役所4階 住宅都市みどり局建築指導部内福岡県建築士事務所協会で販売しています。

サービス種類	手数料の額
居宅サービス	30,000円
介護予防サービス	
居宅介護支援	
介護予防支援	
地域密着型サービス	
地域密着型介護予防サービス	
介護老人福祉施設	40,000円
第一号事業（介護予防型訪問サービス／介護予防型通所サービス）	30,000円
第一号事業（生活支援型訪問サービス／生活支援型通所サービス）	20,000円

下記に該当する場合は、指定（許可）申請手数料を合算することができます。

サービス種類の組み合わせ	手数料の額
訪問介護と介護予防型訪問サービスを同時に申請する場合	30,000円
訪問介護と介護予防型訪問サービスと生活支援型訪問サービスを同時に申請する場合	
通所介護と介護予防型通所サービスを同時に申請する場合	
地域密着型通所介護と介護予防型通所サービスを同時に申請する場合	
通所介護と介護予防型通所サービスと生活支援型通所サービスを同時に申請する場合	
地域密着型通所介護と介護予防型通所サービスと生活支援型通所サービスを同時に申請する場合	
居宅介護支援と介護予防支援を同時に申請する場合	

※既に運営している居宅介護支援事業所が介護予防支援を申請する場合は、指定（許可）申請手数料が免除されます。

※ 国の収入印紙、福岡県の領収証紙は使用できませんのでご注意ください。

※ 領収書は必ず保管してください（証紙の売りさばき所での払い戻しの際に必要です）。

## 12 指定申請書等の提出方法

電子申請届出システムでの申請となります。下記ホームページより電子申請届出システムにログインのうえ、申請をお願いします。

【電子申請届出システムはこちら】

福岡市ホームページ : <http://www.city.fukuoka.lg.jp/>

(健康・医療・福祉 > 高齢・介護 > 事業者の方へ > 各種手続き・運営指導に関すること > 電子申請届出システム)

やむを得ず、電子申請届出システムにて届出ができない場合は、当課まで指定申請書類等1部を持参または郵送してください。その際、提出書類の事業所用の控えも1部準備してください。指定申請書等の様式については、福岡市ホームページに掲載していますので、ダウンロードして使用してください。

【指定申請書等の様式の掲載場所】

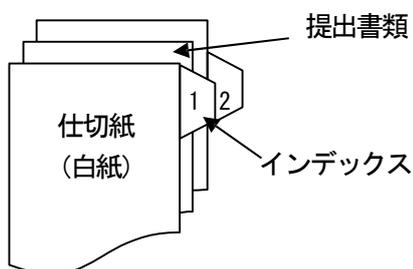
福岡市ホームページ : <http://www.city.fukuoka.lg.jp/>

(健康・医療・福祉 > 高齢・介護 > 事業者の方へ > 各種手続き・運営指導に関すること > 介護サービス事業所の新規指定)

### ■指定申請書類の作成方法

- (1) 提出書類一覧表の番号ごとに仕切紙（白紙の表紙）をつけ、各仕切紙にインデックスを付けてください（厚紙、プラスチック製のインデックスは不可）。下の例のとおり、インデックスは番号のみ記載してください。
- (2) 紙製のフラットファイルに、提出書類一覧表の順番のとおり綴じてください。
- (3) 資料はA4サイズとし、平面図等でA3サイズとなる場合はA4サイズに折り畳んでください。
- (4) 可能な限り、両面コピーにしてください。
- (5) 提出後の問い合わせや修正指示に対応できるように、事業者用の控えを1部作成してください。
- (6) 受付期日までに揃わない書類がある際には事前に担当者にご相談下さい。

(例) 仕切紙、インデックス



※ 紙製のフラットファイルにファイリングし、提出してください。

※ フラットファイルの表紙には、何も書かないでください。

### ■留意事項

#### (1) 委託契約を行うことができる内容を誤っていないか

委託契約を行うことができるのは、外部サービス利用型の「特定施設入居者介護事業における利用者への介護」の場合と、福祉用具貸与事業所における「福祉用具の運搬、回収、修理、保管、消毒等の利用者のサービス利用に直接影響を及ぼさない業務」のみです。その他の委託契約の場合は指定申請書の

受付を行うことができませんので、職員を雇用される際にはご注意ください。

## (2) 誓約書には全ての役員及び事業所管理者を記載しているか

誓約書に記載する役員等には、法人登記簿の「役員」の欄に記載されている役員のほか、役員と同等以上の支配力を法人に対し有するものと認められる者が対象です。具体的には以下を参照してください。

社会福祉法人	社会福祉法で規定される役員（理事、監事） ※評議員も役員等として記載する必要があります。
農協・生協	理事、監事
医療法人	医療法で規定される役員（理事、監事）
NPO法人	特定非営利活動促進法に規定される役員（理事、監事）
合名会社 合資会社 合同会社	会社法で規定される社員
株式会社 有限会社	会社法で規定される役員 (取締役、会計参与、監査役、執行役、会計監査人)

## 13 指定申請の受理及び審査

### (1) 指定申請の受理

申請書類に漏れがないかなど形式上の要件を満たしているか確認し、問題がない場合は申請を受理します。ただし、以下のような状況が確認された場合は、申請書類はお返ししますので、速やかに書類の補正等を行い、再度提出をしてください。また、事前協議を終えていない場合、申請は受理できません。

なお、申請の受理後は、当該申請に係る手数料は返還しません（申請を取下げた場合も手数料は返還しません）。

#### 【申請書類の受理を行わない場合】

- ・申請書類が正しく綴られていない場合
- ・申請書類の記載事項に不備があり、形式上の要件を満たしていない場合
- ・福岡市収入証紙貼付簿が添付されていない場合
- ・所定の金額分の市証紙が貼り付けられていない場合 等

### (2) 審査

当課で、申請書類内容が審査基準等に適合しているかを確認します。審査基準等に適合しない又は適合しないおそれがあると認められた場合は、速やかに申請書類の修正を行ってください。必要に応じて、提出書類一覧表に記載された書類以外の提出を求める場合があります。

※「誓約書」に記載された役員は、福岡県警察本部への照会を行います。

## 14 現地確認

審査と併せて、事業所開設予定地を訪問して現地確認を行います。提出された平面図との整合性や、設備基準

等について確認します。工事を伴う場合は、原則として建築及び消防の検査が終わり、事業で使用する設備備品が搬入された状態で確認を行います。

事業者の代表者又は事業所の管理者等、質問や是正指導に対応できる責任者の立ち合いが必要です。

審査基準等に適合しない又は適合しないおそれがあると認められた場合は、是正指示を行います。指定予定日の10日前までに文書等による是正報告を行ってください。

## 15 指定予定日の変更

指定（開設）予定日は、原則、指定申請書に記載された日ですが、以下に該当し、指定予定日に指定を行うことが困難であると当課が判断した場合は、事業者と協議の上、指定予定日の変更を行います。

### 【指定予定日を変更する場合】

- ・ 指定予定日の2か月前の月末を過ぎて指定申請があった場合
- ・ 指定申請書類の受理後、工事の遅延等により指定予定日の概ね 2 週間前までに現地確認ができず、指定予定日に指定することが困難と認められる場合
- ・ 指定予定日の 10 日前までに、申請書類の修正、現地確認時の是正報告が行われず、指定予定日に指定することが困難と認められる場合
- ・ その他事業者の責に帰すべき事由により、指定予定日に指定することが困難と認められる場合

## 16 提出書類一覧

新規指定申請時に提出いただく書類は、この手引きに別添している「福岡市介護サービス事業所指定に係る事務取扱要領」の別表2を参照してください。

なお、現地確認時に求める書類については、福岡市ホームページに記載している別途通知をご確認ください。